

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により公示する。

その関係図書は砂川市役所建設部土木課に備えおいて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

砂川市長 善岡雅文

1 道路の種類

市道

2 占有を制限する道路の路線名および区間

路線番号	路線名	起 終	点 点
B-2	北2丁目通り	西1条北3丁目1 西4条北3丁目1	
B-8	北7丁目東通り	東1条北7丁目1 東2条北7丁目1	

3 制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

5 占有の制限を開始する期日

令和5年4月1日